

# 給付金請求書兼証明書

公益財団法人 佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンター 理事長 様

会員番号 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

会員氏名 \_\_\_\_\_ 印

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

※ 下記の該当する給付項目に○印を付けてください。(ただし、請求書1枚につき、請求項目は1件です。)

結婚祝金	配偶者氏名	配偶者生年月日 年 月 日	婚姻届出日 年 月 日
出生祝金	子の氏名	子の生年月日 年 月 日	/
入学祝金	小学 中学	子の氏名	入学該当年月日 年 月 日
永年勤続祝金	10年 15年 20年 25年 30年 35年 40年 45年	給付該当年月日 年 月 日	/
死亡弔慰金	死亡者氏名	死亡年月日 年 月 日	会員との続柄 本人 配偶者 子 親

※結婚祝金申請の方で変更: 有・無 ⇒ 後日、変更届をご提出下さい。

↓

氏名の変更	フリガナ 新姓名: 変更がある場合には、会員証を請求書に添付してください。				
住所の変更	新住所: 〒 _____ 電話番号: _____				
同居家族の変更	追加			削除	
	氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄

- 注) 1. 給付金は、事業所登録口座に入金します。  
 2. 登録口座以外の口座を希望される場合は、別途「給付金・助成金受入登録口座変更申請書」をご提出ください。  
 3. 添付書類は、裏面「給付金申請について」をご確認の上、ご提出下さい。

				担当者

発議日	年 月 日
決裁日	年 月 日

受付印

## 給付金請求書について

- ・請求期間は、給付対象日以降、年度（4月1日～翌3月31日）末までとなっています。  
※ただし、事由発生日が、3つきのものについては、翌年度4月末日までの受付となります。
- ・給付金の請求は、給付対象日（事由発生日）以降にお願いします。

		給付事由	金額	事由を証明する書類 及び 注意事項
祝 金	結婚祝金	会員本人が結婚したとき	20,000円	法律上の婚姻の事実が確認できる書類として、次のうち いづれか一つ（写し可） ●戸籍謄抄本 ●婚姻受理証明書など ※住民票は不可 注意事項 1. 結婚による氏名、住所、同居家族等の変更がある場合 給付金請求書兼証明書に変更内容を記入してください。 2. 氏名が変わる場合は、会員証を返還ください。 新しい会員証をお渡しします。 3. 同じ人との再婚は申請対象外です。 4. 再婚による結婚祝金の申請は1回までです。
	出生金	会員本人または 会員の配偶者が 出産した時	10,000円	出生の事実を証明する書類として、次のうちいづれか一つ（写し可） ●住民票 ●母子手帳の出生証明書 ●健康保険被扶養者異動届 注意事項 多産児の場合、1人につき1件として扱います。
	入学祝金	会員の子が 小学または 中学校に入学した時	10,000円	添付書類は必要ございません。 なお、入会時に提出いただいた『入会申込書兼会員カード』で管理している情報に基づいて、事前に事業所宛に通知いたします。
	永年勤続祝金	10年	5,000円	添付書類は必要ございません。 なお、入会時に提出いただいた『入会申込書兼会員カード』で管理している情報に基づいて、事前に事業所宛に通知いたします。
		15年	5,000円	
		20年	10,000円	
		25年	10,000円	
		30年	10,000円	
	35年	10,000円		
	40年	10,000円		
	45年	10,000円		
弔 意 金	会 員	会員の死亡	50,000円	『給付金請求兼証明書』に必要事項を記入し、以下の添付書類をつけて申請をお願いします。 1. 死亡の事実（死亡日）が確認できる書類として、次のうちいづれか一つ（写し可） ●死亡診断書 ●死体検案書 ●除籍謄本 など 2. 給付金受取人との関係を証明する書類として ●戸籍謄本（写し可） 注意事項 1. 配偶者・子・親の定義 ●配偶者の定義 会員本人と戸籍上婚姻関係にある者をいいます。 ●子の定義 会員本人と実子・養子・継子及びこれらの配偶者をいいます。 ※死産も含まれます。 ●親の定義 会員本人の実父母・養父母・継父母及び配偶者の実父母・養父母・継父母をいいます。 2. 同居・別居について 死亡弔慰金の申請においては、同居・別居の区別なく申請可能です。
	会 員 の 家 族	配偶者の死亡	30,000円	
		子の死亡	20,000円	
		親の死亡	10,000円	